

(参考)

## 経 済 産 業 省

平成12・05・29資第16号

平成12年7月1日

改正 平成15・11・17原第2号  
平成15・12・15資第4号  
平成16・04・13原第20号  
平成16・09・10原第8号  
平成16・09・24総第2号  
平成17・05・24資第11号  
平成17・12・21原第1号  
平成20・06・23資第23号

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

経済産業大臣 甘利 明

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

### 第1 申請に対する処分

#### 1. 審査基準

##### (1) 第3条の規定による事業の許可

第3条の規定による事業の許可に係る審査基準については、第5条に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、以下のような場合とする。

##### ① 一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業の開始が、それぞれ以下に掲げる要件に該当するものである場合〔第1号要件〕

##### イ. 一般電気事業

一般電気事業の開始が、その供給区域における不特定多数の顕在的及び潜在的な電気の供給の要請に応じて行われるものであること（供給要請を完全に充足するような供給能力を有することまでは必要でなく、適切であ

れば足りるとともに、供給される電気の質、料金等が社会通念的に見て需要家の意図に合致することを必要とする。)

ロ. 卸電気事業

卸電気事業の開始が、その供給の相手たる一般電気事業の電気の供給の要請に応じて行われるものであること。

ハ. 特定電気事業

特定電気事業の開始が、その供給地点における顕在的及び潜在的な電気の供給の要請に応じて行われるものであること（当該供給地点における電気の使用者が、当該特定電気事業者から電気の供給を受けることを現実に要請していることを必要とする。)

② 事業を遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済計画の確実性、経営の堅実性等電気事業を健全な状態において長期的に継続できるだけの財政面の確実性及び技術スタッフの組織、個々の担当者の経歴等の保安確保の面からの技術的能力がある場合（現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合を含む。） [第2号要件]

③ 例えば、需要想定、供給力算定、水利権等電気事業を遂行するための重要な許認可の取得、土地取得等の確実性があり、電気事業の計画が確実な資料によるものである場合 [第3号要件]

④ 電気工作物の電気の供給の最大能力（一般電気事業の場合は一般電気事業以外、例えば、第25条の許可を受けて行う供給区域外への供給のための電気工作物の能力や、第2条第2項で一般電気事業とみなされる事業のための電気工作物の能力は除外し、特定電気事業の場合は特定電気事業以外、例えば、特定供給用や卸供給用の電気工作物の能力は除外する。）が、その供給区域又は供給地点の顕在的及び潜在的な需要（潜在的な需要については、何年先までの供給要請を考えるかについては、社会通念により決するものとする。）に対し、不足しない場合

特に、特定電気事業については、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応じることが可能であることを必要とし、したがって、例えば、当該特定電気事業者が、供給地点から離れた場所に設置されている発電設備を利用して、他者に常時振替供給を依頼することにより供給地点に電気を供給するような事業形態については認めないこととする（事故等により特定電気事業者の供給能力に不足が生じた場合について、特定電気事業者が他者から補完的に供給を受ける場合は除く。）。 [第4号要件]

⑤ 一般電気事業の開始により、許可申請された一般電気事業者と既存の一般電気事業者との関係において、又は許可申請された一般電気事業者自身において、その供給区域の需要に対する電気の供給のための電気工作物（供給区域内にある電気工作物に限らず、供給区域外の発電用、送電用及び変電用の電気工作物も含む。）が著しく過剰（過剰が著しいか否かについては、社会通念に

よって判断するものとする。)とならないと認められる場合〔第5号要件〕

⑥ 特定電気事業の開始により、一般電気事業との間での設備の重複が広範にわたって生じ、一般電気事業者の膨大な設備が不要となることによって一般電気事業者の安定的かつ低廉な電気の供給が達成されなくなり、一般電気事業者の電気の使用者が安定的かつ低廉な電気の供給を受けることができなくなる等その利益を阻害するおそれがない場合(判断に当たっては、その一般電気事業の規模、特定電気事業の規模、その供給区域における電気の需要状況等諸般の事情を総合して勘案するものとする。)[第6号要件]

⑦ ①から⑥までに掲げる場合のほか、一般電気事業及び卸電気事業については、公共の利益の観点、より具体的には、例えば、一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、全国的な電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合であり、特定電気事業については、公共の利益の観点から、供給地点における需要に対して効率的な供給を行いうる等適切性を有していると判断される場合〔第7号要件〕

(2) 第7条第3項の規定による指定期間の延長

第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、以下のような正当な理由がある場合とする。

① 天災その他不測の事故により事業を開始できない場合

② 需要が当初の見込みから大きく落ち込み、事業開始予定時点で実際に事業開始がなされると供給過剰に陥ることが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により事業を開始できない場合

(3) 第8条第1項の規定による供給区域等の変更の許可

第8条第1項の規定による供給区域等の変更の許可に係る審査基準については、第3条の規定による事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(4) 第8条第3項の規定による指定期間の延長

第8条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(5) 第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可

第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、第3条の規定による事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(6) 第10条第2項の規定による法人の合併の認可

第10条第2項の規定による法人の合併の認可に係る審査基準については、合併後の法人について、第3条の規定による事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(7) 第16条の3第6項(第16条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による期間の延長

第16条の3第6項（第16条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長に係る基準は、例えば、以下のような正当な理由がある場合とする。

- ① 届出に係る電線路による複数の供給先が、異なる供給区域内に存在するため、供給区域毎に別々に審査を行わなければならない、審査事項が膨大となる場合
- ② 届出を行った事業者及び供給先が属する供給区域の一般電気事業者等の意見の相違が大きい等の状況のため、審査を行うに当たって、関係者の意見を聴取し検証することにより、審査内容が多岐にわたる場合。

(8) 第17条第1項の規定による特定供給の許可

第17条第1項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第3項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、以下の場合とする。

- ① 次のいずれかの関係が電気を供給する事業を営む者（以下「供給者」という。）と供給の相手方（以下「相手方」という。）との間に安定的に存在する場合。〔第1号要件〕

イ. 生産工程において原材料、製品等の受渡しがあつて、それを第三者との受渡しに代替することが困難であること。

ロ. 資本関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の直接出資がなされていること。

ハ. 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。

ニ. イからハマまでに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによつて密接な関係があると判断されること。

ホ. 一方の者から他方の者に対して、当該他方の者が行う事業に必要かつ当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者の間において社会通念上一つの企業とみなし得る関係が存在すると判断されること

ヘ. 供給者と相手方が共同して組合を設立する場合にあつて、以下に掲げる要件に全て該当する場合とする。

(i) 当該組合の定款において、長期にわたり継続して発電設備を保有し、又は維持管理する旨が明らかになっていること。

(ii) 当該組合の組合員名簿に当該供給者及び当該相手方の名前が記載され、当該供給者及び当該相手方の出資額により適正に組合が設立されていることが認められること。

(iii) 当該供給に使用する発電設備及び発電設備に附帯する送配電設備等の電気工作物の能力が当該相手方の需要に応ずることができるものであること等により確実かつ継続的な事業の運営が可能であることが認められ

ること。

(iv) 当該定款において電気料金の決定の方法及び当該供給者と当該相手方における送配電設備の工事費用の負担の方法が明らかになっており、かつ、その内容が特定の組合員に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが認められ、その他定款の内容等により当該供給者が当該相手方の利益を阻害するおそれがないと認められること。

② 供給を行おうとする場所において現に供給を行っている一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内の電気の利用者の利益が、当該一般電気事業者又は特定電気事業者の規模、特定供給の供給量、その供給区域や供給地点における電気の需要状況等諸般の事情を総合して判断した上で、阻害されるおそれがないと認められる場合〔第2号要件〕

(9) 第19条第1項の規定による供給約款の認可及び変更の認可

第19条第1項の規定による供給約款の認可及び変更の認可に係る審査基準については、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、「供給約款料金審査要領（平成12・03・16資庁第1号）」（別添1）のとおりとする。

(10) 第21条第1項ただし書の規定による供給約款又は選択約款以外の供給条件の認可

第21条第1項ただし書の規定による供給約款又は選択約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

① 振替供給を行う場合

② 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

③ 開発途上の需要、少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

④ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、一般電気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

(11) 第22条第1項第2号の規定による届け出た供給条件によらない卸供給の特例承認

第22条第1項第2号の規定による届け出た供給条件によらない卸供給の承認に係る審査基準については、同号に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、建設中の発電所について、一部完成時から電気の供給は行われるが、料金その他の供給条件の決定は全部完成時まで困難である場合とする。

(12) 第24条の2第1項の規定による補完供給に係る供給条件の認可及び変更の認可

第24条の2第1項の規定による補完供給に係る供給条件の認可及び変更の認可に係る審査基準については、第19条第1項の規定による供給約款の認可及び変更の認可に係る審査基準を準用するものとする。

この場合において、第19条第2項第4号に定める「特定の者」に対する「不当な差別的取扱い」とは、主に、一般電気事業者が複数の特定電気事業者と契約を締結する場合において、特定の特定電気事業者に対して行う不当な差別的取扱いを意味するものとする。

(13) 第24条の3第2項ただし書の規定による託送供給約款によらない託送供給の特例承認

第24条の3第2項ただし書の規定による託送供給約款によらない託送供給の承認に係る審査基準については、同項に基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、以下のような約款として定めるに馴染まない場合とする。

- ① 託送供給を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
- ② 特定電気事業者に対する補完供給のための電気に係る託送供給を行う場合

(14) 第25条第1項の規定による供給区域外の供給の許可

第25条第1項の規定による供給区域外の供給の許可に係る審査基準については、同条第2項に基準が規定されているところであり、より具体的には、以下の場合とする。

- ① その供給が他の一般電気事業者の供給区域における需要に応じて行われるものであるときは、当該他の一般事業者がその供給を行うことが、距離、地形、供給力等の面から技術的に困難であり、かつ、経済的、技術的に合理性が認められない場合 [第1号要件]
- ② その供給が特定電気事業者の事業開始地点における電気使用者への直接供給でない場合 [第2号要件]

(15) 第36条第2項の規定による渇水準備引当金取崩しの特例許可

第36条第2項の規定による渇水準備引当金取崩しの特例許可に係る審査基準については、事故等により予測されない損失が発生し、他に補てんする財源がない場合とする。

(16) 第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可

第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可に係る審査基準については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成17・03・22原院第1号)」(別添2)のとおりとする。

(17) 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可

第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第3項に掲げるとおりとする。

なお、同項第2号については、事故時の系統分離方式等電気の円滑な供給確保上技術的に重要な事項に関する設計が適切であることとする。

事業用電気工作物のうち発電用原子力設備に関する第47条第3項第1号への適合性については、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」（昭和40年通商産業省令第62号。以下「省令第62号」という。）及び「発電用原子力設備に関する放射線による線量当量等の技術基準」（平成13年経済産業省告示第188号。以下「告示第188号」という。）を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成17年12月16日付け平成17・12・15原院第5号：NISA-322c-05-7）」の該当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合するものとする。ただし、省令第62号第34条第2項から第5項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第51号）を、電気設備に関しては「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」（別添3）、「電気設備の技術基準の解釈」（別添4）の該当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合するものとする。

(18) 第49条第1項の規定による使用前検査

第49条第1項の規定による使用前検査に係る審査基準については、同条第2項に掲げるとおりとする。

事業用電気工作物のうち発電用原子力設備に関する第49条第2項第2号への適合性については、省令第62号及び告示第188号を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の該当部分のとおりである場合には、第49条第2項第2号に適合するものとする。ただし、省令第62号第34条第2項から第5項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を、電気設備に関しては「電気設備に関する技術基準を定める省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」、「電気設備の技術基準の解釈」の該当部分のとおりである場合には、第49条第2項第2号に適合するものとする。

(19) 第51条第2項第1号の規定による燃料体設計の認可

第51条第2項第1号の規定による燃料体設計の認可に係る審査基準については、省令第62号第13条第1項、「発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令」（昭和40年通商産業省令第63号）及び「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について（昭和63年原子力安全委員会了承）」（別添5）をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものとする。

(20) 第58条第2項の規定に基づく土地等の一時使用の許可

第58条第2項の規定に基づく土地等の一時使用の許可に際しては、次の各

号を満たしていない場合には許可しない。

- ① 土地等の所有者等が土地等の一時使用について拒絶している等により、一時使用が困難と認められること。
- ② 一時使用の目的が、第58条第1項各号に掲げる目的のためであること。
- ③ 一時使用の期間について、第58条第1項各号に掲げる目的を達するに妥当な期間であること。

(21) 第59条第1項の規定に基づく土地の立入りの許可

第59条第1項の規定に基づく土地の立入りの許可に際しては、次の各号を満たしていない場合には許可しない。

- ① 土地の所有者等が土地の立入りについて拒絶している等により、立入りが困難と認められること。
- ② 立入りの目的が、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のためであること。
- ③ 立入りの期間について、上記②の目的を達するに妥当な期間であること。

(22) 第61条第1項の規定に基づく植物の伐採又は移植の許可

第61条第1項の規定に基づく植物の伐採又は移植許可に際しては、次の各号を満たしていない場合には許可しない。

- ① 植物の所有者等が植物の伐採又は移植について拒絶している等により、植物の伐採又は移植が困難と認められること。
- ② 植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合であること（電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合の判断にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」を基として個々の事例ごとに判断する。）。

(23) 第54条第1項の規定による定期検査

第54条第1項の規定による定期検査に係る審査基準については、第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでない等当該電気工作物の安全性が確保されていると認められることとする。

(24) 第93条第1項の規定による送配電等業務支援機関の指定

第93条第1項の規定による送配電等業務支援機関の指定に係る審査基準については、第93条第1項の規定を基としつつ、同項第1号から第4号までについては「電気事業法第93条第1項の規定に基づく送配電等業務支援機関の指定基準について」（別添6）該当部分のとおりとする。

(25) 第95条第1項の規定による送配電等業務支援機関の支援業務規程の認可及び変更の認可

第95条第1項の規定による送配電等業務支援機関の支援業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、送配電等業務支援機関に関する省令（平成15年経済産業省令第155号。以下「支援機関省令」という。）第6条各号に規定する支援業務規程に定めるべき事項が不備なく定められ、かつそ



の内容が第93条第1項各号及び「電気事業法第93条第1項の規定に基づく送配電等業務支援機関の指定基準について」（別添7）の該当部分に適合することとする。

(26) 第98条第1項の規定による送配電等業務支援機関の支援業務の休廃止の許可

第98条第1項の規定による送配電等業務支援機関の支援業務の休廃止の許可に係る審査基準については、送配電等業務支援機関が支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止することにより公共の利益が阻害されるおそれがないこととする。

## 2. その他

(1) 第9条第4項の規定による期間の短縮

第9条第4項の規定による期間の短縮については、同項に期間の短縮の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(2) 第14条第1項の規定による事業の休廃止の許可

第14条第1項の規定による事業の休廃止の許可に係る審査基準については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(3) 第14条第2項の規定による法人の解散決議等の認可

第14条第2項の規定による法人の解散決議等の認可に係る審査基準については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(4) 第16条の3第4項（第16条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮

第16条の3第4項（第16条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮については、同項に期間の短縮の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(5) 第50条の2第3項、第52条第3項又は第55条第4項の規定による登録安全管理審査機関の登録

第50条の2第3項、第52条第3項又は第55条第4項の規定による登録安全管理審査機関の登録に係る審査基準については、第69条第1項各号に登録の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(6) 第51条第1項の規定による燃料体検査

第51条第1項の規定による燃料体検査に係る審査基準については、同条第2項及び発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第63号）に合格の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(7) 第51条第3項の規定による輸入燃料体検査

第51条第3項の規定による輸入燃料体検査に係る審査基準については、同条第4項及び発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第63号）に合格の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(8) 第57条の2第1項の規定による登録調査機関の登録

第57条の2第1項の規定による登録調査機関の登録に係る審査基準については、第90条第1項各号に登録の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

## 第2 不利益処分

- (1) 第9条第5項の規定による電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令

第9条第5項の規定による電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (2) 第13条第2項において準用する第9条第5項の規定による設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令

第13条第2項において準用する第9条第5項の規定による設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (3) 第15条第1項の規定による事業の許可の取消し

第15条第1項の規定による事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (4) 第15条第2項の規定による事業の許可の取消し

第15条第2項の規定による事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (5) 第15条第3項の規定による卸電気事業の許可の取消し

第15条第3項の規定による卸電気事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (6) 第15条第4項の規定による特定電気事業の許可の取消し等

第15条第4項の規定による特定電気事業の許可の取消し等については、同項に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (7) 第16条第1項の規定による供給区域等の増加の許可の取消し

第16条第1項の規定による供給区域等の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (8) 第16条第2項の規定による一般電気事業者の供給区域の減少

第16条第2項の規定による一般電気事業者の供給区域の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (9) 第16条第3項の規定による特定電気事業者の供給地点の減少

第16条第3項の規定による特定電気事業者の供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (10) 第16条の3第5項の規定による特定規模電気事業者の電線路の届出内容の

## 変更命令

第16条の3第5項の規定による特定規模電気事業者の電線路の届出内容の変更命令については、同項に「一般電気事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき」と規定されているところであり、より具体的には、例えば、次の条件の全てに該当している場合。

- ① 届出に係る電線路について、当該電線路による供給先の属する供給区域の一般電気事業者が維持し、及び運用する基幹送電線と同等かそれ以上の電圧階級であり、かつ、こう長が10km以上の規模を有している場合
- ② 届出に係る電線路による新たな供給先のいずれかにおいて、届出がなされた時点からさかのぼる一定の期間内に、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路が敷設されている場合。ただし、当該条件に該当しない場合でも、届出に係る電線路が供給先の需要規模以上の規模となっている場合には、当該条件に該当するものと判断する。
- ③ 届出に係る電線路の供給先の需要規模及び需要見通しと当該供給先の属する供給区域の一般電気事業者の事業規模とを比較し、一般電気事業者の送配電線の利用効率が著しく悪化し、一般電気事業の遂行そのものに明らかな支障が生じるおそれがある場合

### (11) 第16条の3第8項の規定による変更・中止命令

第16条の3第8項の規定による変更・中止命令に係る基準については、第16条の3第5項の規定による特定規模電気事業者の電線路の届出内容の変更命令の基準を準用するものとする。

### (12) 第19条第5項の規定による一般電気事業者の供給約款の変更命令

第19条第5項の規定による一般電気事業者の供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

- ① 供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第1号要件]
- ② 供給約款が、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して公平でない場合。特に、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第3号要件]

なお、同項の変更命令は、原則として届出時に係るものであり、事後の事情変更や届出時には明確でなかった事項が判明した場合には、第23条第1項の認可申請命令で対応する。

### (13) 第19条第8項の規定による一般電気事業者の選択約款の変更命令

第19条第8項の規定による一般電気事業者の選択約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

- ① 選択約款が、どのような趣旨のものであり、どのような手法により効率的な

事業運営に資するものであるのかについての定性的な説明が適切になされていない場合〔第1号要件〕

- ② 供給約款料金の引上げを伴う供給約款の変更の認可申請が行われた場合において、当該引上げ要因が、結果として、選択約款の設定に起因した赤字によるものであった場合〔第2号要件〕
- ③ 選択約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第3号要件〕
- ④ 複数の契約種別の需要家が加入できる選択約款を届け出た場合などにおいて、需要家間の料金格差の発生の要因が、需要家の使用形態や計量方法、使用期間といった当然に格差を発生せしめるものでない場合〔第4号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

- ・ 選択約款が届け出られてから一定期間が経過した後において、届け出られた時点では想定し得なかったが明らかになった上記事項に係る情報、需要家と一般電気事業者の間に選択約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、一般電気事業者による経営効率化促進の観点からの選択約款の趣旨や目的、寄せられた需要家の要望及びそれらを受けた検討状況等についての説明並びに「電気の取引に関する紛争処理ガイドライン」（平成11・12・02資庁第8号。以下「紛争処理ガイドライン」という。）に基づいた過程において得られた情報

(14) 第19条の2第2項の規定による一般電気事業者の最終保障約款の変更命令  
第19条の2第2項の規定による一般電気事業者の最終保障約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

- ① 最終保障約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第1号要件〕
- ② 一般電気事業者が定める最終保障約款が、当該一般電気事業者が自主的に公表した特定規模需要に対する標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）と比べて、不当に高いものであるため、当該最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがある場合（ただし、当該最終保障約款により供給を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応するため当該一般電気事業者が予備力を活用する状況にある場合であって、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定するときは、原則として該当しない。）〔第3号及び第4号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

- ・ 最終保障約款が届け出られてから一定期間が経過した後において、届け出られた時点では合理的なものであったとしても、需要家と一般電気事業者の間に最終保障約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、「紛争処理ガイドライン」に基づいた過程において得られた情報

(15) 第22条第4項の規定による卸供給の供給条件の変更命令

第22条第4項の規定による卸供給の供給条件（以下「卸供給条件」という。）の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

- ① 卸供給料金を算定するために用いる営業費項目及び控除収益項目が、それぞれ卸供給料金算定規則（平成11年通商産業省令第107号。以下「卸算定規則」という。）第4条及び第6条の規定により算定されたものであり、かつ、実績値及び原価算定期間における経営効率化努力を前提とした業務計画、需給計画、工事計画、資金計画等（以下「業務計画等」という。）による事業の合理的な将来の予測値に基づき算定されたものと認められない場合〔第1号要件〕
- ② 卸供給料金を算定するために用いる事業報酬項目が、卸算定規則第5条第1項及び第2項の規定により算定されたものであり、かつ、実績値及び業務計画等による事業の合理的な将来の予測値等を勘案した値を用いて算定されていると認められない場合及び以下の基準に該当する場合。

ただし、原価算定期間又は受給契約期間を超えるような長期間の合理的な業務計画等に基づく報酬率により当該事業報酬項目を算定することが適切と認められる場合については、当該事業報酬の算定に当たって当該値を勘案するとともに、卸算定規則第5条第1項及び第2項の規定による算定方法により事業報酬を算定した結果、従前届け出していた卸供給条件（認可を受けていた卸供給条件を含む。以下同じ。）における事業報酬の水準を上回る場合又は著しく下回る場合においては、従前届け出していた卸供給条件における事業報酬の水準を勘案することとする。また、卸電気事業者、卸供給事業者及び一般電気事業者（以下「卸事業者」という。）が、卸供給に係る発電所を建設するため甚大な初期投資コストを負担している場合であって、卸算定規則により複数年についての卸供給料金を算定したときに、一時的に料金が高額になることを回避するため中長期にわたって平準化した料金を設定し、特段の事情がない限り契約を自動延長するとの内容の受給契約を当事者間で交わしているときは、これに該当しないものとする。〔第1号要件〕

- イ 事業報酬が、卸算定規則第5条第2項第1号ロに定める方法によって算定された場合において、当該卸事業者が算定した「自己資本利益比率」及び「公社債の利回り」が公に適正と認められ広く公表・認知されているものであり、かつ、その率が当該卸事業者の経営状況を判断するに適切な直近7年間の基準とし、業務計画等を勘案した長期間の平均値により算定されているものでない場合
- ロ 事業報酬が、卸算定規則第5条第2項第1号ハに定める方法によって算定された場合において、当該卸事業者が算定した「公社債の利回り」の率が、公に適正と認められ広く公表・認知されているものであり、かつ、その率が当該卸事業者の経営状況を判断するに適切な直近7年間の基準とし、業務計画等を勘案した長期間の平均値により算定されているものでない場合
- ハ 卸事業者が、卸供給条件の届出及び変更届出を行うに当たって、卸算定規則

第5条第2項第1号イからハまでの選択を変更する場合において、それにより変更される事業報酬の水準が、変更前の水準を上回る場合であって、当該選択の変更に合理的な理由が認められない場合

- ③ 卸供給料金を算定するために用いる事業報酬が、卸算定規則第5条第4項から第6項までの規定により算定された場合において、当該事業報酬が第19条第1項の規定に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法第5条第1項の規定による供給約款の設定の認可及び変更の認可に係る審査基準の規定を準用して判断した結果、適正に算定されていると認められない場合〔第1号要件〕
- ④ 卸供給料金を算定するために用いる原価等が、卸算定規則第7条の規定により算定された場合において、当該原価等が供給形態又は設備状況に照らし合理的なものであると認められない場合〔第1号要件〕
- ⑤ 受給契約書等において定められている料金率や計算式をもって、供給量に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ⑥ 供給先の一般電気事業者が複数ある場合に、当該一般電気事業者を平等に取り扱っていると認められない場合〔第4号要件〕

なお、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第2条第9項の規定により、第22条第1項の規定による届出とみなされた、改正法による改正前の第22条第1項の規定による卸事業者の卸供給条件の認可の申請については、公営の卸事業者においては卸供給料金審査要領（公営）（平成11・01・11資庁第2号）に、公営の卸事業者以外の卸事業者においては卸供給料金審査要領（私営）（平成10・12・21資庁第2号）に定める規定に則っていない場合をもって、第22条第4項の規定による卸供給条件の変更命令の処分基準とすることができるものとする。

(16) 第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令

第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、法第19条第4項の規定によって届け出られた供給約款が、届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

- ① 一般電気事業者が、第19条第4項の規定による届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該一般電気事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び一般電気事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その処理が「紛争処理ガイドライン」に従って行われた場合には、その過程で得られた情報
- ② 部門別収支計算規則（平成11年通商産業省令第112号）に基づく部門別

収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての一般電気事業者の説明及び一般電気事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その処理が「紛争処理ガイドライン」に従って行われている場合には、その過程で得られた情報

(17) 第23条第2項の規定による卸供給の供給条件の変更命令

第23条第2項の規定による卸供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、第22条第1項の規定によって届け出られた卸供給条件が、届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動等の「社会的経済的事情の変動」により、受給者側である一般電気事業者ひいては一般電気事業者の需要家にとって料金が割高となる場合や、逆に割安にはなるが、供給者側の設備の拡充又は改善や保安の確保が不可能になり、供給者の事業の遂行に支障が生じる場合など、「著しく不適當」であると認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

- ① 卸事業者が効率化等によって得た利益の分配方法等に関して、当該卸事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明
- ② 卸事業者が、卸供給に係る発電所を建設するため甚大な初期投資コストを負担しているような場合であって、卸算定規則により複数年についての卸供給料金を算定したときに、一時的に料金が高額になることを回避するため中長期にわたって平準化した料金を設定し、特段の事情がない限り契約を自動延長するとの内容の受給契約を当事者間で交わしているときの、当該卸事業者の収支等の状況

(18) 第24条第2項の規定による特定電気事業者の供給条件の変更命令

第24条第2項の規定による特定電気事業者の供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(19) 第24条の2第3項の規定による補完供給契約締結命令

第24条の2第3項の規定による補完供給契約締結命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(20) 第24条の2第5項の規定による補完供給に係る供給条件の変更の認可の申請命令及び変更処分

第24条の2第5項の規定による補完供給に係る供給条件の変更の認可の申請命令及び変更処分については、同項の規定により準用される第23条の規定に命令及び処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(21) 第24条の3第3項の規定による託送供給約款の変更命令

第24条の3第3項の規定による託送供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。



- ① 次の場合であって、託送供給において回収すべき費用（以下「託送供給費用」という。）を回収できないような託送供給料金を設定したとき又は託送供給費用を超過するような託送供給料金を設定したとき〔第1号及び第2号要件〕
  - イ フォワード・ルッキング・コストとして織り込むべき要素（過去の費用実績、原価算定期間における経営効率化の見込み、原価算定期間における技術革新の見込み、原価算定期間における需要見込み、原価算定期間におけるインフレ率等のマクロ経済指標の見込み等）が不適當な場合
  - ロ 原価算定期間の設定が不適當な場合
  - ハ 託送供給料金の算定において一般電気事業者が届け出る事業者の実情に応じた基準が、一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第106号）に照らし不適當なものである場合
  - ニ 託送供給料金が一般電気事業者自身の負担するコストとの間で公平性を欠く場合
    - (i) 需要種別ごとの基準託送供給料金について、当該一般電気事業者自身が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合
    - (ii) 変動範囲内発電料金について、適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定した場合
    - (iii) 変動範囲外発電料金を設定するに当たって、季節別時間帯別に展開する方法が合理的なものでない場合
  - ホ 託送供給料金の原価に算入される第24条の3の規定による振替供給に係る精算費用の算定について、一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成16年経済産業省令第118号）に基づき一般電気事業者から提出された内容が不適當な場合
- ② 「託送供給に関する契約及び給電指令の基準等について」（平成17・05・24資庁第1号。以下「託送供給利用ルール」という。）に基づいた供給条件の設定が不適當であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第2号要件〕
- ③ 当該託送供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第3号要件〕
- ④ 当該託送供給約款における「託送供給利用ルール」に基づいた工事費負担等の供給条件の設定が不適當であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第4号要件〕
- ⑤ 託送供給料金が一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての託送供給利用者に対して平等でない場合〔第5号要件〕
- ⑥ 託送供給約款に、振替供給、特殊設備及び振替ロスに係る料金率等広域的な

電力流通の円滑化に支障がある事項が記載されている場合 [第6号要件]

- ⑦ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を託送供給料金の原価に算入して託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。 [第1号及び第2号要件]

なお、上記の判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

- ・ 特定規模電気事業を営む者と託送供給を行う一般電気事業者の間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、「紛争処理ガイドライン」に基づいた過程において得られた情報

(22) 第24条の3第5項の規定による託送供給の命令

第24条の3第5項の規定による託送供給の命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、一般電気事業者が特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者から託送供給の申込みを受けてから回答するまでの標準期間について、「託送供給利用ルール」に従っていない場合

(23) 第24条の4第4項の規定による卸電気事業者の振替供給条件の変更命令

第24条の4第4項の規定による卸電気事業者の振替供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

- ① 卸電気事業者と振替供給を受ける者との間で約定した原価算定期間の設定が不適当な場合であって、振替供給において回収すべき費用（以下「振替供給費用」という。）を回収できないような振替供給料金を設定したとき又は振替供給費用を超過するような振替供給料金を設定したとき。 [第1号及び第5号要件]
- ② 振替供給に関する収支に著しい超過利潤又は欠損が、卸電気事業者と振替供給を受ける者との間で約定した内容等に照らして、長期にわたって発生したと認められる場合 [第1号及び第5号要件]
- ③ 原価算定期間を経過してもなお振替供給料金の算定の諸元となる費用の再推計を行わないことについての説明が合理的かつ十分なものでない場合 [第1号要件]
- ④ 同一送変電設備により、複数の一般電気事業者に対して振替供給を行う場合であって、一般電気事業者に応じて、合理的な理由なく差別的な供給条件が設定される場合 [第4号要件]
- ⑤ 届出された供給条件が、将来にわたる卸電気事業者による広域のかつ効率的な送変電設備の形成、運用、維持管理の遂行を阻害することにより、電気の利用者の利益増進を妨げるようなことが想定される場合 [第5号要件]

(24) 第24条の4第5項の規定による卸電気事業者の振替供給の命令

第24条の4第5項の規定による卸電気事業者の振替供給の命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、料金を支払わずに契約を解除された一般電気事業者が滞納料金を支払わずに振替供給契約締結を申し込むような場合、又は事業運営上過度の負担となる送変電設備の新增設を要する場合等の正当な理由なく振替供給を拒んだ場合

(25) 第24条の6第2項の規定による停止・変更命令

第24条の6第2項の規定による停止・変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」（平成18年12月21日公正取引委員会・経済産業省）の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、第24条の6第2項の規定による停止・変更命令が発動されないものとする。

(26) 第24条の7の規定による停止・変更命令

第24条の7の規定による停止・変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」（平成18年12月21日公正取引委員会・経済産業省）の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、第24条の7の規定による停止・変更命令が発動されないものとする。

(27) 第26条第2項の規定による電圧又は周波数の維持命令

第26条第2項の規定による電圧又は周波数の維持命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(28) 第29条第4項の規定による電気の供給命令等

第29条第4項の規定による電気の供給命令等については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(29) 第30条の規定による業務の方法の改善命令

第30条の規定による業務の方法の改善命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(30) 第31条第1項の規定による災害時の電気の供給命令等

第31条第1項の規定による災害時の電気の供給命令等については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(31) 第35条の規定による固定資産償却命令及び積立金等積立命令

第35条の規定による固定資産償却命令及び積立金等積立命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(32) 第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等

第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等の判断

基準は、次のとおりとする。

① 事業用電気工作物（発電用原子力設備を除く。）のうち、発電用水力設備に関しては「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第50号）を、発電用火力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示」（平成9年通商産業省告示第169号）を、発電用風力設備に関しては「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第53号）を、電気設備に関しては「電気設備に関する技術基準を定める省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用水力設備の技術基準の解釈」（別添8）、「発電用火力設備の技術基準の解釈」、「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」（別添9）、「電気設備の技術基準の解釈」の該当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

② 事業用電気工作物のうち発電用原子力設備については、省令第62号を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の該当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。ただし、省令第62号第34条第2項から第5項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を、電気設備に関しては「電気設備に関する技術基準を定める省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」、「電気設備の技術基準の解釈」の該当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

(33) 第42条第3項の規定による保安規程の変更命令

第42条第3項の規定による保安規程の変更命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(34) 第44条第4項の規定による主任技術者免状の返納命令

第44条第4項の規定による主任技術者免状の返納命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(35) 第48条第4項の規定による工事計画の変更命令及び廃止命令

第48条第4項の規定による工事計画の変更命令及び廃止命令については、次のとおりとする。

① 事業用電気工作物（発電用原子力設備を除く。）のうち、発電用水力設備に関しては「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」を、発電用火力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示」を、発電用風力設備に関しては「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」を、電気設備に関しては

「電気設備に関する技術基準を定める省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用水力設備の技術基準の解釈」、「発電用火力設備の技術基準の解釈」、「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」、「電気設備の技術基準の解釈」の該当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合しているものとする。

- ② 事業用電気工作物のうち発電用原子力設備については、省令第62号を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の該当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合しているものとする。ただし、省令第62号第34条第2項から第5項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を、電気設備に関しては「電気設備に関する技術基準を定める省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」、「電気設備の技術基準の解釈」の該当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合しているものとする。

- (36) 第56条第1項の規定による一般用電気工作物の修理命令、使用停止命令等  
第56条第1項の規定による一般用電気工作物の修理命令、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、「電気設備に関する技術基準を定める省令」を基として、個々の事例ごとに判断するものであるが、「水力、火力、電気設備の技術基準の解釈」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による一般用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。
- (37) 第57条第3項の規定による調査実施等命令  
第57条第3項の規定による調査実施等命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (38) 第76条の規定による登録安全管理審査機関に対する登録基準適合命令  
第76条の規定による登録安全管理審査機関に対する登録基準適合命令については、第69条第1項各号に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (39) 第77条の規定による登録安全管理審査機関に対する改善命令  
第77条の規定による登録安全管理審査機関に対する改善命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (40) 第78条の規定による登録安全管理審査機関の登録の取消し等  
第78条の規定による登録安全管理審査機関の登録の取消し等については、同条に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (41) 第84条の5の規定による指定試験機関の役員又は試験員の解任命令  
第84条の5の規定による指定試験機関の役員又は試験員の解任命令について

ては、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(42) 第87条の規定による指定試験機関の指定の取消し等

第87条の規定による指定試験機関の指定の取消し等については、同条に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(43) 第92条第2項の規定による登録調査機関に対する調査業務実施等命令

第92条第2項の規定による登録調査機関に対する調査業務実施等命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(44) 第92条の4の規定による登録調査機関の登録の取消し

第92条の4の規定による登録調査機関の登録の取消しについては、同条に取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(45) 第92条の5の規定により準用する第76条の規定による登録調査機関に対する登録基準適合命令

第92条の5の規定により準用する第76条の規定による登録調査機関に対する登録基準適合命令については、第90条第1項各号に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(46) 第95条第3項の規定による送配電等業務支援機関に対する支援業務規程の変更命令

第95条第3項の規定による送配電等業務支援機関に対する支援業務規程の変更命令については、同項の規定に基づき、支援機関省令第6条を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、支援機関省令第6条及び「電気事業法第93条第1項の規定に基づく送配電等業務支援機関の指定基準について」(別添10)の該当部分のとおりである場合には、第95条第3項の規定による送配電等業務支援機関に対する支援業務規程の変更命令が発動されないものとする。

(47) 第99条の3の規定による送配電等業務支援機関に対する監督命令

第99条の3の規定による送配電等業務支援機関に対する監督命令の処分の基準について、「公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき」とは、支援業務を行わないとき若しくはその方法が適当でないと認められるとき、又は第99条の4第1号から第4号まで若しくは第5号前段に該当する蓋然性が高いもののその運営及び業務の改善が見込まれるときその他の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認められるときとする。

(48) 第99条の4の規定による送配電等業務支援機関の指定の取消し等

第99条の4の規定による送配電等業務支援機関の指定の取消し等については、同条に取消し、又は支援業務の全部若しくは一部の停止の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作

成しない。

附 則

この処分基準は、平成12年7月1日から施行する。

なお、本審査基準等の施行に伴い、「電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年・03・16資第1号）は、廃止する。

附 則（平成15・11・17原第2号）

この訓令は、平成15年12月3日から施行する。

附 則（平成15・12・15資第4号）

この訓令は、平成15年12月17日から施行する。

附 則（平成16・04・13資第20号）

この訓令は、平成16年5月17日から施行する。

附 則（平成16・09・10資第8号）

この訓令は、平成16年9月22日から施行する。

附 則（平成16・09・24総第2号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17・05・24資第11号）

- 1 この訓令は、平成17年6月30日から施行する。
- 2 電気事業法第19条第5項及び第8項、第19条の2第2項、第22条第4項、第23条第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の4第3項及び第5項に基づく通商産業大臣の処分に係る処分基準について（平成12・03・16資第2号）は、廃止する。

附 則（平成17・12・21原第1号）

- 1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20・06・23資第23号）

- 1 この訓令は、平成20年7月 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2（21）⑦の規定は、平成22年8月1日から適用する。
- 3 前項の適用の日前においては、なお従前の例による。ただし、この訓令の施行の日を含む事業年度の第二・四半期終了の日から一月を経過する日までに、当該事業年度及び当該事業年度の前二事業年度（これらの事業年度において一般電気事業託送供給約款料金算定規則第19条第1項又は第19条の15第1項の規定により設定した料

金を実施する場合は当該実施後の期間に限る。)において発生した超過利潤又は欠損の額を平成21年4月1日以降に開始する事業年度に係る超過利潤累積額管理表における前期超過利潤累積額及び内部留保相当額管理表における前期内部留保相当額に繰り入れる旨を表明した場合にあっては、この限りでない。